



「マイナンバーカード」を 健康保険証としてぜひお使いください！

1 データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

※ マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

2 転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要

今後、転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。

※ 新しい保険者への加入手続は必要です。

3 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

! マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は以下から選択可能です。

- ・オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ・郵便による申請
- ・まちなかの
証明写真機から申請



STEP2.

マイナンバーカードを 健康保険証として登録

■利用登録の方法は以下から
選択可能です。

- ・「マイナポータル」から行う
- ・セブン銀行ATMから行う
- ・医療機関・薬局の受付で行う



利用方法

■マイナンバーカードをカードリーダーにかざします。

医療機関等の受付で、マイナンバーカードを窓口にある
カードリーダーにかざしてください。



マイナポータル
ホームページ

マイナンバーカードに関するよくある質問

マイナンバーカードを失くしたら個人情報が流出しそうで不安・・・



マイナンバーカードのICチップには、健康・医療情報や税情報・年金情報などプライバシー性の高い情報は入っていません！

マイナンバーカードを失くした場合、どうすれば良いかわからない・・・



万が一紛失しても、コールセンター【0120-95-0178：24時間365日受付】に電話することで、カードの利用を一時停止できるので安心です！

マイナンバーを他人に悪用されそうで怖い・・・



第三者にマイナンバーを見られても、あなたになりすまして手続きを行ったり、あなたの個人情報を調べたりすることはできません！

2024（令和6）年秋以降は、
健康保険証とマイナンバーカードが一体化されます。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録を していない場合は？

- 2024（令和6）年秋以降、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードを持っていない方は、ご加入の医療保険の保険者に申請いただくことで、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が無償交付されます。

※ 当分の間は申請によらず資格確認書が交付される予定ですが、マイナンバーカードの健康保険証利用で様々なメリットが受けられるため、ぜひ利用登録をお願いします。

- 「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

マイナンバーカードはこちらの
ポスターやステッカーを貼っている
医療機関・薬局でご利用可能です！



厚生労働省
ホームページ

※ 厚生労働省HPでもご利用可能な
医療機関・薬局を公開しております。

健康保険証はいつまで使えますか？

- 2024（令和6）年秋以降、新規の健康保険証は発行せず、2024（令和6）年秋の時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間（※）使用することができます。

※ 有効期限が2025（令和7）年秋より前に切れる場合はその有効期限まで。



もっと詳しく知りたい方はフリーダイヤルにお問い合わせください

マイナンバー総合フリーダイヤル TEL：0120-95-0178

受付時間（※） 平日 9：30～20：00 土日祝 9：30～17：30

※ 年末年始を除く。また、紛失・盗難によるマイナンバーカードの利用停止については、24時間365日受付